平成２５年（フ）第１０３４号
千葉県船橋市前原西１丁目７番３―601号
債務者　安里　達彦
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６１号
千葉市緑区平川町1434番地の２
債務者　永島　輝夫
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７１号
千葉市中央区蘇我３丁目13番15号
債務者　村上　彩香
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７９号
千葉市花見川区花見川２番５棟305号
債務者　小川須摩喜
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８０号
千葉市花見川区花見川２番５棟305号
債務者　小川　久子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７８号
静岡県袋井市山田622番地の１、前住所静岡県袋井市浅羽1730番地の２
債務者　伊藤とみ子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
川崎市幸区堀川町72番地21　ラゾーナ川崎レジデンスR107
債務者　北村有希代
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０８号
川崎市幸区戸手本町１丁目123番地　中塩ハイツ101
債務者　吉川せい子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４４号
川崎市多摩区長沢４丁目25番５―205号、前住所川崎市多摩区南生田４丁目11番１号
債務者　塩本　靖雄
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６１号
川崎市多摩区中野島４丁目19番５―305号、前住所川崎市多摩区中野島１丁目３番５―201号
債務者　松本三加子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１６４号
神奈川県藤沢市宮前376番地の１
債務者　野口　正富
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２８号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地97―302
債務者　小林　博範
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１２号
愛知県豊橋市瓦町109番地　201
債務者　山本　孝吏
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２１３号
愛知県豊川市中央通２丁目43番地　セザンヌ中央通201、住民票上の住所愛知県豊川市佐土町37番地の２
債務者　早川　尚子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２０６号
釧路市芦野１丁目20番10号　205号室
債務者　斉藤　諭史
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５５７号
岡山市南区南輝１丁目１番27号洋らんA207
債務者　姜　　順子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部